



島根県報

平成17年 5月24日 (火)
号外 第 64 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(経営支援課)

公布された条例等のあらまし

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第85号)

1 規則の概要

中小企業経営革新支援法の改正に伴う規定の整理 (別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第85号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和51年島根県規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の項貸付けの相手方の欄中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に、「第 4 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

